

岩手県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社銀河調剤	盛岡市本宮六丁目1番55号	銀河薬局北上店	北上市しらゆり3番7号	令和5年12月1日
株式会社銀河調剤	盛岡市本宮六丁目1番55号	銀河薬局雫石店	岩手郡雫石町千刈田79番地2	令和6年6月1日
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	調剤薬局ツルハドラッグ 紫波店	紫波郡紫波町高水寺字大坊183番地1	〃

2 介護予防居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社銀河調剤	盛岡市本宮六丁目1番55号	銀河薬局北上店	北上市しらゆり3番7号	令和5年12月1日
株式会社銀河調剤	盛岡市本宮六丁目1番55号	銀河薬局雫石店	岩手郡雫石町千刈田79番地2	令和6年6月1日
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	調剤薬局ツルハドラッグ 紫波店	紫波郡紫波町高水寺字大坊183番地1	〃